

用語解説



※1 アドベンチャーツーリズム (P.4)
アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行のこと。

※2 雑がみ (P.4)
お菓子や贈答品の紙箱、ティッシュの箱、紙袋、カレンダーやポスター、ラップやトイレトペーパーの芯、包装紙、はがきなど、リサイクルできる紙のこと。

※3 X-Tech NUMAZU (P.4)
地域の特性や資源を踏まえながら、まちづくりにICT等の先端技術を活用した「沼津版スマートシティ」を実現するためのプロジェクトのこと。

※4 電子市役所 (P.4)
パソコンやスマートフォンからオンラインで行政手続きができるサービスのこと。

※5 準用河川 (P.5)
1・2級河川以外で市町村長が指定した河川のこと。本市では大平江川、井戸川、塚田川などがある。



※6 こども家庭センター (P.5)
妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子供に対する総合的な相談支援等を行う機関のこと。



※7 生成AI (P.5)
人工知能 (AI) の一種で、あらかじめ学習したデータを基に、コンピューターが新しいデータ等をアウトプットできる技術のこと。言語処理、画像生成、音声合成など多くの分野で急速に発展している。

インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願

本定例会に提出された請願第1号「インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願」は、付託された総務委員会で審査され、その後、本会議において不採択と決しました。

請願・陳情の御案内

要望を議会に届けよう



市民の皆さんの意見・要望を市政へ反映させる方法として、請願書や陳情書を提出する制度があります。

請願

国や地方公共団体等に意見や要望を述べるものです。提出には紹介議員を必要とします。

■対象者

誰でも
(日本人、外国人、法人など)

■受付

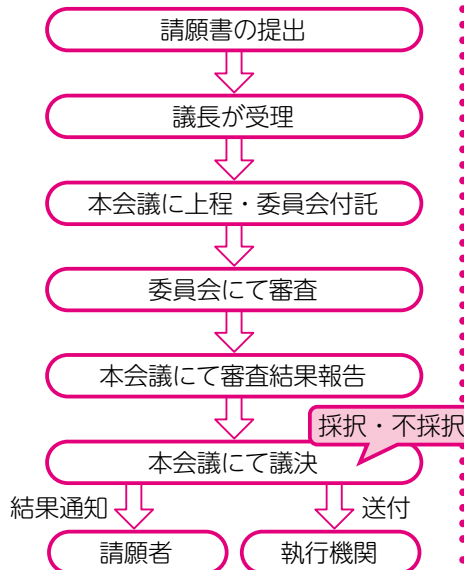
請願書を各定例会の招集告示日(定例会開会の7日前)までに議長に提出してください。

請願の趣旨に賛意を持つ紹介議員の署名または記名押印が必要です。

■議会での対応

所管の委員会で請願内容を審査し、本会議で採択・不採択を決定します。

■請願審査の基本的な流れ



陳情

特定の事項について利害関係のあるものが、市議会にその実情を訴え、措置を要望することです。



■受付

陳情書を所管の委員会が開催される3日前までに議長に提出してください。

■議会での対応

本会議において陳情文書表を配付し、委員会において陳情内容を検討します。採択・不採択の決定は行いません。

※請願・陳情の詳細は議会事務局にお問い合わせください。